

随意契約理由書

1 業 務 名	柱状付属構造物の耐震性評価に関する調査研究業務
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速道路技術センター
3	
<p>本業務は、阪神高速道路における橋梁上に設置されている全路線の現行の柱状付属構造物（TV支柱、照明柱）について、地震時の橋梁との共振影響を評価し、対策要否および耐震性向上に寄与する対策方法を検討する。検討にあたっては有識者による委員会を組織し、難易度の高い技術的課題に対して、委員会審議を行いながら進めていくものである。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <p>① 当社の技術審議会構造技術委員会と一貫した検討が可能な有識者委員会を組織できること。</p> <p>② 橋梁上の柱状付属構造物の振動特性及び地震時挙動に関して技術的知見を有していること。</p> <p>③ 阪神高速道路構造物と柱状付属物を一体とした検討ができること。</p> <p>が求められる。</p> <p>一般財団法人阪神高速道路技術センター（以下、「当該センター」という。）は、</p> <p>① 当社技術審議会構造技術委員会の委員および顧問をメンバーに含めた技術委員会を既に有している。</p> <p>② 過年度に実施した業務において、阪神高速道路における橋梁と柱状付属構造物の共振影響及び柱状付属構造物の破壊順序・破壊形態を解析的・実験的に検討・分析している。</p> <p>③ 阪神高速道路の既設構造物しゅん工図より路線ごとのシミュレーションモデルを構築・保有するなど阪神高速道路の既設構造物を熟知し、かつ、モデルを用いた高度な調査研究を行っている。</p> <p>上記より、本業務の契約相手方として、一般財団法人 阪神高速道路技術センターを選定し、当該法人以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により一般財団法人 阪神高速道路技術センターと随意契約するものである。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	